⑸　工期
①工事　契約締結日の翌日から令和３年10月29日まで。
②工事　契約締結日の翌日から令和３年９月30日まで。
③工事　契約締結日の翌日から令和３年９月30日まで。
④工事　契約締結日の翌日から令和３年10月29日まで。
⑹　使用する主要な資機材
①工事　鋼材：総重量Ｗ＝670ｔ（付属物含む）、合成床版：Ｎ＝１式、付属物工：Ｎ＝１式
②工事　鋼材：総重量Ｗ＝362ｔ（付属物含む）、合成床版：Ｎ＝１式、付属物工：Ｎ＝１式
③工事　鋼材：総重量Ｗ＝345ｔ（付属物含む）、合成床版：Ｎ＝１式、付属物工：Ｎ＝１式
④工事　鋼材：総重量Ｗ＝463ｔ（付属物含む）、合成床版：Ｎ＝１式、付属物工：Ｎ＝１式
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。
⑿　総価契約単価合意方式の適用
ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ　本方式の実施方式としては、
㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⒀　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。
⒁　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。
⒂　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
⒃　本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書の提出期限、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。
次のアに記載する試行対象工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式７のみを資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書（別記様式１）については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。
なお、本試行対象工事においては、配置予定技術者の申請は１名のみ（特定建設工事共同企業体の場合は各構成員１名ずつ）とし、対象工事毎に別々の技術者を申請することは認めない。
また、落札決定は、次のウの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は無効とするので速やかに配置予定の技術者を配置できなくなった旨の申し出を行うこと（組合せが同一の構成員による特定建設工事共同企業体についても同様とする。）。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合には、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。
本試行対象工事及び落札予定者への通知は以下のとおりとする。
ア　一括審査方式の試行対象工事
①　北海道横断自動車道　釧路市　鶴丘橋上部工事
②　一般国道38号　釧路市　星が浦北通高架橋上部ＲＡ工事
③　一般国道38号　釧路市　星が浦北通高架橋上部ＲＢ工事
④　北海道横断自動車道　釧路市　舌辛橋上部工事
イ　通知年月日　令和元年８月27日（火）（予定）
ウ　通知時刻（落札決定の順番）
①　アにおいて、予定価格が最も高額の工事　10時20分（予定）
②　アにおいて、予定価格がウ①の工事の次に高額の工事　10時45分（予定）
③　アにおいて、予定価格がウ②の工事の次に高額の工事　11時15分（予定）
④　アにおいて、予定価格がウ③の工事の次に高額の工事　11時45分（予定）
なお、アにおいて予定価格が同額の工事が２つ以上あるとき、当該工事については、アの順に通知する。
エ　通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。配置予定技術者が他の工事を落札したことにより配置できなくなった場合は、速やかに申し出ること。